

今後の地域・職域連携推進事業の在り方

～医療制度改革大綱を踏まえて～

保険者協議会の役割

- ① 「健診・保健指導事業計画（仮称）」の作成
- ② 健診・保健指導に関わる具体的実施体制の協議
- ③ 民間事業者の評価
- ④ 健診データとレセプトデータの分析



都道府県協議会の役割	2次医療圏協議会の役割
<ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県健康増進計画の作成 2. 医療保険者・労働衛生部門・市町村衛生部門・関係団体との総合調整 3. 健診・保健指導に関する従事者等の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修 ・ 関係者会議（自助組織の育成） ・ 効果的保健指導方法の研究会等 ・ 質の高い民間事業者の育成 4. 産業界を巻き込んだ、ポピュレーションアプローチの企画・推進・評価 5. 正しい健康情報発信に関する調整・協議 6. 介護予防との連携 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域保健、職域保健、関係団体等による健康課題の明確化 2. 健康づくりに関する社会資源（市町村の保健事業、地域産業保健センター、運動施設や公園、学校、ヘルシーメニュー協力飲食店、産業界の取り組み、マンパワーなど）の情報交換、有効活用、連携、調整。 3. 具体的な事業の企画・実施・評価等を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ① 地域・職域の共通課題やニーズを把握するための調査事業（実態調査、意識調査等） ② 健康教育、健康相談等の共同実施 ③ フォーラム、健康情報マップ作成、ポスター作成等の企画 ④ 研修会、事例検討会の開催 <p>（※要するに、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチのサービスの具体的融合を図る場となる）</p>